

林業・木材産業の被害に対する支援制度

平成30年7月12日（7月20日修正） 林業環境政策課

事業名	支援内容
造林事業 （環境林整備事業（被害森林整備））	気象害等による被害木の伐採、造林等（特殊地ごしらえ+再造林、更新伐（搬出）、保育間伐（切り捨て））が対象。また、申請面積0.1ha以上が対象。市町村と施業実施者と森林所有者の間で協定を締結して施業を実施、施業実施後は10年間非皆伐が条件 補助率：県が定める標準単価で計算される事業費の68%以内 補助先：市町村、森林組合、森林整備法人、NPO法人等
造林事業 （森林環境保全直接支援事業）	造林事業の施業予定がある場合に、森林作業道の災害復旧を支援 補助率：県が査定した事業費の68%以内 補助先：市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林経営計画認定者等
緊急間伐総合支援事業	造林事業の対象とならない作業道の災害復旧を支援 補助率：県が査定した事業費の50%以内 補助先：市町村
林内路網アップグレード事業 （リカバリー事業）	森の工場内の作業道について災害により機能が損なわれた場合、復旧及び補修に要する経費を支援 補助率：県が定める補助対象事業費の50%以内 補助先：森の工場事業実施計画の認定を受けた林業事業者等
県産材加工力強化事業	製材施設の新設や更新に対応する補助事業であるが、製材施設の被災により新たに設備を更新し、現状以上の木材加工を行う場合に活用が可能 補助率：1/2以内又は1/3以内 補助先：県内製材業者等
地域林業総合支援事業	地域林業の活性化を目的として、事業主体が自らの発想で提案する事業に対して補助するものであるが、災害により、特用林産の振興に資する作業道が被災した場合など、新たに作業道の開設が必要な場合に活用が可能 補助率：1/2以内 補助先：森林所有者等
高知県農林業災害対策資金利子補給補助金 【※協同組合指導課所管】	暴風雨等の災害により被害を受けた農林業者等が施設・機械器具等の復旧に必要な資金等を借り入れる際に、市町村が行う利子補給に対して補助 被災基準：被害額が林業による総収入額の10/100以上 補助率：基準金利から貸付金利を引いた利率で計算した金額の1/2以内 補助先：市町村
治山事業各種	台風や豪雨により山腹崩壊や地すべりで被災した森林の復旧 （要望は市町村を経由のこと） 採択要件：保安林、地すべり地域に指定されていることと併せ保全対象等基準有、事業費6,000千円を超えるもの 実施主体：県
林地荒廃防止施設災害復旧事業	台風や豪雨により被害を受けた林地荒廃防止施設の復旧を行い施設の機能回復を図る。 （事業採択前に下方人家あるいは被災施設の増破を防止するための応急仮工事（土砂除け・仮設防護柵）の施行も実施可能） 補助率：国1/2、県1/2 実施主体：県
山地災害防止事業 （県営事業）	公共治山事業に採択されない治山施設の整備、維持修繕等を行う事業 <u>（災害により発生した危険木が、次期豪雨時に流木となり下方人家等に被害を及ぼす恐れのある箇所倒木除去を含む）</u> 実施主体：県
山地災害防止事業 （高知県山地災害防止事業費補助金）	公共治山事業に採択されない小規模な崩壊地又崩壊の恐れのある林地の復旧整備（要望は市町村を経由のこと） 採択要件：山地災害危険地区に指定されていること、事業費1,000千円以上 補助率：県費1/2以内 補助先：市町村
林道施設災害復旧事業 （林道災害復旧費補助金）	林道災害を復旧し、林道の機能回復を図る。一定の基準（降雨量など）を超えた気象条件において林道施設が被災した場合に、事業主体である林道管理者（主に市町村）に対して復旧事業費を補助 採択要件：工事費用40万円以上/箇所、利用区域面積30ha以上など 補助率：50%以内・65%以内、激甚災害の場合嵩上げあり 補助先：市町村